

【正誤表】

『等価交換と事業用資産の買換えの税務』の掲載内容に下記の誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

一般財団法人 大蔵財務協会

訂正箇所	正	誤
<p>P. 373のAnswerの2「譲渡資産の譲渡価額 = 買換資産の購入価額」下の算式</p>	<p>譲渡資産の取得費 + 譲渡費用</p>	<p>買換資産の取得価額</p>
<p>P. 8の表、適用要件等の1 (1) (2) (3)の巻末資料参照ページ (P. 74表の1①②③の参照ページの表記についても同様)</p>	<p>(1) 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地 (巻末資料429ページ参照) (2) 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域 (巻末資料431ページ参照) (3) 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げられている区域 (巻末資料435ページ参照)</p>	<p>(1) 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地 (巻末資料433ページ参照) (2) 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域 (巻末資料435ページ参照) (3) 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げられている区域 (巻末資料439ページ参照)</p>
<p>P. 11の四号の表、適用要件等表内上から3行目の巻末資料参照ページ</p>	<p>「過疎地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する地域をいいます (措法37①四、措令25⑨) (巻末資料436ページ参照)。</p>	<p>「過疎地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する地域をいいます (措法37①四、措令25⑨) (巻末資料440ページ参照)。</p>

※アンダーライン部分が訂正箇所です。